表

年度（令和　年分）　市民税・県民税 兼 国民健康保険税 申告書

点検	受付	本人確認
		・マイナンバーカード ・運転免許証　・保険証等 ・その他（　）

殿

年　月　日提出

確認番号

1月1日現在の住所	浦添市 安波茶1丁目1番1号	電話番号 携帯・自宅	090-1234-5678
現住所	□同上	生年月日	T S H R 40. 7. 5
ふりがな	うらそえ　たろう	世帯主氏名	世帯主との続柄
氏名	浦添　太郎	個人番号	

代理申告					
住所		氏名		続柄	電話
※代理人が申告者と同一世帯でない場合は、申告者からの委任が必要です。		上記の者を代理人と定め本申告に関する権限を委任します。	年　月　日 委任者（本人）		

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

⑫ 雑損控除	損害の原因・種類	損害年月日	損害金額	補てんされる額	災害関連支出の金額
			円	円	円

⑬ 医療費控除	□従来の医療費控除	[10万円]又は[所得合計×0.05]のいずれか少ない方の額	C 左記のいずれかを記入	円
	□セルフメディケーション	12,000円		

A 支払った医療費	B 保険金等で補てんされる額	控除額（A－B－C）
円	円	円

⑭ 社会保険料控除	国民健康保険	円	介護保険	円
	後期高齢者医療	円	国民年金	円
	給与天引きの社保	円	年金天引きの社保	円
	その他（　）	円	合計 ⑭	円

⑯ 生命保険料控除	新 生命保険料の計	旧 生命保険料の計	介護医療保険料の計
	円	円	円
	新 個人年金保険料の計	旧 個人年金保険料の計	
	円	円	

⑰ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	円	円

本人控除 <該当に○>
⑱ 寡婦（ 死別 ・ 離婚 ・ 生死不明 ・ 未帰還 ） ・ ひとり親
⑳ 身・療・精 ＿＿級 （ 特 ・ 普 ）　⑲ 勤労学生（学校名：　）

配偶者の合計所得金額	円	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	有・無

※扶養親族の確認のため、有・無のいずれかに必ず○印を記入してください。

扶養	氏名	生年月日	続柄	該当事項に○
有・無 □同居 □別居	浦添　花子	T S H R 40. 12. 5	妻	特親 控除額 万円
	個人番号			身・療・精 級 特・普
有・無 □同居 □別居	浦添　てだこ	T S H R 25. 9. 6	子	特親 控除額 万円
	個人番号			身・療・精 級 特・普
有・無 □同居 □別居		T S H R . .		特親 控除額 万円
	個人番号			身・療・精 級 特・普
有・無 □同居 □別居		T S H R . .		特親 控除額 万円
	個人番号			身・療・精 級 特・普
有・無 □同居 □別居		T S H R . .		特親 控除額 万円
	個人番号			身・療・精 級 特・普
有・無 □同居 □別居		T S H R . .		特親 控除額 万円
	個人番号			身・療・精 級 特・普
有・無 □同居 □別居		T S H R . .		特親 控除額 万円
	個人番号			身・療・精 級 特・普

上記のうち、別居している扶養親族の氏名・住所を下欄に記入してください。

氏名		住所	国外居住 □配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払
氏名		住所	国外居住 □配偶者 □30歳未満又は70歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払

（特定扶養　H　.1.2～H　.1.1　老人扶養　S　.1.1以前生　年少扶養　H　.1.2以後生）

金額等	事業	営業等	ア
		農業	イ
	専従給		
	公的年金等	キ	
	雑 業務	ク	1，226，470
	その他	ケ	
	総合譲渡 短期	コ	
	総合譲渡 長期	サ	
	一時	シ	

申告書（裏）の収入額を記入！

※複数ある場合はその合計を記入

2 所得金額	事業	営業等	①
		農業	②
	不動産	③	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	公的年金等	⑦	
	雑 業務	⑧	278，635
	その他	⑨	
	総合譲渡・一時	⑩	
	合計	⑪	

申告書（裏）の収入額から

必要経費を差し引いた金額を記入！

得から差し引かれる金額	生命保険料控除	⑯	
	地震保険料控除	⑰	
	寡婦・ひとり親控除	⑱	
	勤労学生・障害者控除	⑲～⑳	
	配偶者控除	㉑	
	配偶者特別控除	㉒	
	扶養控除	㉓	
	特定親族特別控除	㉔	
	基礎控除	㉕	0 000
	合計	㉖	

5 納税方法

給与・公的年金等に係る所得以外（令和　年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市・県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）　□ 自分で納付（普通徴収）

※上記にチェックが無い場合は特別徴収扱いとなります。

裏

①・② 事業等（営業等、農業）に関する事項

事業所					
所在地				帳簿記載	有・無
名称				領収書確認	有・無
業種		電話		他の収入	有・無

収入金額	科目		金額（円）
	売上（収入金額）	①	
	家事消費その他の収入	②	
	小計 ア・イ（①+②）	③	
必要経費	売上原価（仕入金額）	④	
	給料賃金	⑤	※
	外注工賃	⑥	
	減価償却費	⑦	※
	貸倒金	⑧	
	地代家賃	⑨	※
	借入金利子	⑩	
	小計（④～⑩まで）	⑪	
必要経費（その他）	租税公課	イ	
	荷造運賃	ロ	
	水道光熱費	ハ	
	旅費交通費	ニ	
	通信費	ホ	

必要経費（その他）	科目		金額（円）
	広告宣伝費	ヘ	
	接待交際費	ト	
	損害保険料	チ	
	修繕費	リ	
	消耗品費	ヌ	
	福利厚生費	ル	
	雑費	オ	
		ワ	
		カ	
		ヨ	
		タ	
	小計（イ～タまで）	⑫	
	必要経費計		

③ 不動産に関する事項

物件名称	
所在地	

収入金額	種類	件数	金額（円）
	家賃		
	地代		
	駐車場		
	更新料		
	A 総収入（ウ）		

必要経費	種類	金額（円）
	地代・家賃	※
	減価償却費	※
	租税公課	
	修繕費	
	借入金利子	
	損害保険料	
	管理手数料	
	地主会費	
	B 総経費	
	C 専従者控除額	※
	所得金額 ③（A−B−C）	

確認事項（左欄に○または×を記入）

- □ 軍用地の場合、年2回（概算払・清算払）の収入の合計額を申告していますか？
- □ 収入にかかる不動産の所有権は申告者と同一ですか？ ×の場合下記記入

所有者　　続柄

※①、②、③各項目の明細

こちらに配載の情報は、申告者を支払者とした課税資料となる場合があります。法定調書の内容と相違がないようにご記入をお願いします。

先名	月数	支払金額
		円
		円
		円

	未償却残高（期末残高）
円	円
円	円
円	円

生年月日	支払金額
. .	円
. .	円
. .	円
. .	円

月数	控除額
	円
	円

（減価償却費の内訳）

資産の種類

⑥ 給与（日雇い）証明欄（

	日給（円）	勤務日数
1月		
2月		
3月		
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		

A

令和　　年分　報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

支払を受ける者	住所（居所）又は所在地	浦添市安波茶１丁目１番１号	
	氏名又は名称	浦添　太郎	個人番号又は法人番号

区分	細目	支払金額	源泉徴収税額
講演料		111,370	1,370

（摘要）

支払者	住所（居所）又は所在地	浦添市宮城○−○−○	
	氏名又は名称	株式会社　△△　（電話）	個人番号又は法人番号

整理欄	①	②

○「個人番号又は法人番号」欄に個人番号（12桁）を記載する場合には、右詰で記載します。

309

B

年金支払証明書（令和○年分）

項目	内容
年金お受取人名	浦添　太郎　様
ご契約者名	浦添　太郎　様
年金の種類	確定年金
年金の支払金額	1，115，100　円
必要経費	947，835　円
差引金額	167，265　円
源泉徴収税額	0　円
摘要	
支払者　所在地	東京都□□□
支払者　名称	○○生命保険

期間：　年　月～　年　月

⑧・⑨ 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定月	収入金額	必要経費
		・	円	
		・	円	
			国外株式等に係る外国所得税額	

	種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
A	講演料	株式会社　△△	111，370 円	円
B	個人年金	○○生命保険	1，115，100 円	947，835 円

⑩ 譲渡・一時所得に関する事項

		A 収入金額	B 必要経費	C 特別控除	所得金額（A-B-C）
総合譲渡	短期	円	円	円	コ　円
	長期	円	円	円	サ　円
一時		円	円	円	シ　円

コ＋サ＋シ（総合譲渡長期及び一時所得は、所得金額×1/2）　⑩　円

項目に記入またはチェックしてください

- □ 障害年金
- □ 遺族年金
- □ 雇用保険（失業保険）
- □ その他（　　）
- □ その他（生活状況について　ください。）

寄附金に関する事項

都道府県、市町村分（特例控除対象）	円
住所地の共同募金会、	円
	円
指定分　市町村	円

こちらのチェックも忘れずに！

確認事項

- ✔ 申告した金額は、給与支払者からの証明、源泉徴収票、支払調書、領収書など適正な金額を証するものがないと修正できません。
- ✔ この申告の内容を基に、課税情報の確認に関する文書などを送付する場合があることを予めご了承ください。また、給与証明等で受取が確認できた場合は、職権により更正されます。この場合において、経費等については計上されません。